

平成31年度 精神保健相談員 募集要綱（第二次募集）

1 職務内容

- (1) 主税局職員に対する精神保健に係る相談・指導等（各都税事務所への訪問が主体）
- (2) 主税局職員に対するメンタルヘルス対策指導等（各都税事務所での講習会実施等）

2 募集人員

1名

3 応募資格

次の各号に掲げる条件の一つを満たす者で精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務の従事経験を有する者

- (1) 保健師又は看護師の免許を有する者
- (2) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (3) 公認心理師の資格を有する者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において社会福祉に関する科目又は心理学の課程を修めて卒業した者

※次の①～⑤のいずれかに該当する人は受験できません。（地方公務員法第16条に定める欠格事由）

- ①成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③東京都職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ⑤日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 勤務場所

東京都主税局総務部総務課

東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎22階南側

5 勤務条件

(1) 任用期間

平成31年5月1日（応相談）から平成32年3月31日まで

※ 一般職非常勤職員は、一般職非常勤職員の任用等に関する規則第4条第7項各号を満たす場合に、同規則第4条第6項の規定により4回まで公募によらない再度任用が可能です。ただし、有期労働契約であるため、今回の選考に合格し、採用となった場合でも、平成32年4月1日以降の再度の任用を保障するものではありません。

(「一般職非常勤職員の任用等に関する規則(抜粋)」)

第四条第7項 公募によらない再度任用は、次に掲げる要件を全て満たす者に限り認めるものとする。

- 一 第五項第一号の規定による能力の実証の結果が良好であること。
- 二 休職、欠勤等の事由に応じ欠勤等の日数及び回数を換算した換算後の欠勤等の日数(別表に定める換算後の欠勤等の日数をいう。)が、原則として任期中に所定の勤務日数又は勤務時間の二分の一に達していないこと。(以下略)
- 三 前年度において法第二十九条及び職員の懲戒に関する条例(昭和二十六年東京都条例第八十四号)に規定する懲戒処分を受けていないこと。

(2) 身分

地方公務員法(昭和25年12月13日 法律第261号)第17条に基づき任用される一般職の非常勤職員

(3) 勤務日数

月16日

(4) 勤務時間

① 8時30分から17時15分まで(うち、休憩1時間)

② 9時00分から17時45分まで(うち、休憩1時間)

※緊急の場合には超過勤務が生じることがあります。

(5) 休暇等

(有給) 年次有給休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇、夏季休暇

(無給) 妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業

(6) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険

6 給与(報酬)

月額224,300円(平成30年度)※改定される場合があります。

(通勤手当相当額を別途支給 上限55,000円/月)

7 応募方法

次の(1)から(4)までの書類等を平成31年3月29日(金)までに下記申込先に郵送してください(必着)。応募書類は、選考および合否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、応募書類は返却しませんので、予めご了承ください。

- (1) 一般職非常勤職員申込書(精神保健相談員)
- (2) 上記3に定める応募資格を満たすことを証明する書類(免許証、修了証等の写し)
- (3) 職歴証明書または職務経歴書(様式任意)
- (4) 返信用封筒 1通(合否通知等の郵送先住所と氏名を書き、82円切手を貼付する。)

8 募集期間

平成31年3月8日（金）から平成31年3月29日（金）まで（書類必着）

9 選考方法

第1次選考：書類選考

第2次選考：口述考査（人物並びに職務に関連する経験及び認識等に係る個別面接）

10 選考実施日程

（1）第1次選考（書類選考）

可否の結果については、平成31年4月5日（金）までに書面により通知します。合格者には、第2次選考の日時等を記載した受験票もあわせて送付します。平成31年4月8日（月）までに通知がない場合は、下記問合せ先にご連絡ください。

（2）第2次選考（口述考査）

第2次選考は平成31年4月10日（水）から平成31年4月12日（金）までの期間で指定する日に、東京都庁第一本庁舎にて実施します。実施日時等の詳細については、上記（1）記載の受験票をご確認ください。可否結果については、平成31年4月19日（金）までに書面により通知します。平成31年4月19日（金）までに通知がない場合は、下記問合せ先にご連絡ください。

11 その他

法改正に伴い、平成32年度から、会計年度任用職員制度の導入等の制度改正を予定しています。詳細はお問合せ下さい。

12 申込先・問合せ先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎22階南側

東京都主税局総務部職員課人事班 担当 松浦

電話 （代表）03-5321-1111 （内線）28-144

一般職非常勤職員申込書

【平成 年 月 日】

職 名		精神保健相談員		整理番号		※人事担当者記入欄	
フリガナ				性別		男・女	
氏 名				電話番号		()	
生年月日		昭和・平成 年 月 日 (歳)					
住 所		フリガナ 〒 - 自宅最寄駅 線 駅 (駅までの交通手段 : 徒歩・バス・その他 分)					
〔学歴・職歴〕	年	月	学歴・職歴				
〔資格・免許〕	年	月	資格・免許	〔パソコンスキル〕			
				・Word (仕事で頻繁に使用・使える程度・使ったことがない)			
				・Excel (仕事で頻繁に使用・使える程度・使ったことがない)			
				・その他 ()			
				〔活用したい能力・経験等〕			
〔志望動機〕							
〔東京都における他の職の申込状況〕			〔採用された場合の兼業等の予定〕				
☐ 当該非常勤職員のみ希望			☐ あり (名称 :) ☐ なし				
☐ 他の非常勤職員と併願 (職名 :)			※兼業等をする場合、別途許可申請が必要です。				
☐ 東京都再任用職員と併願 (東京都を退職した者のみ)							
〔欠格事由に関する申告〕							
以下の地方公務員法第 16 条に定める採用に関する欠格事由に <u>該当しない場合は、</u> ☐ にレ印を記入してください。							
☐ 成年被後見人又は被保佐人 (準禁治産者を含む)							
☐ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者							
☐ 東京都職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者							
☐ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者							
☐ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者							
〔備考〕 ※人事担当者記入欄							

一般職非常勤職員申込書

【平成 年 月 日】

職 名		精神保健相談員		整理番号		※人事担当者記入欄	
フリガナ				性別		男・女	
氏 名				電話番号		()	
生年月日		昭和・平成 年 月 日 (歳)					
住 所		フリガナ 〒 ー 自宅最寄駅 線 駅 (駅までの交通手段 : 徒歩・バス・その他 分)					
〔学歴・職歴〕	年	月	学歴・職歴				
	昭和〇〇年	4 月	〇〇県立〇〇高校入学				
	昭和〇〇年	3 月	〇〇県立〇〇高校卒業				
	昭和〇〇年	4 月	〇〇大学〇〇学部入学				
	昭和〇〇年	3 月	〇〇大学〇〇学部卒業				
	昭和〇〇年	4 月	〇〇株式会社入社 〇〇職員として〇年勤務				
	平成〇〇年	3 月	一身上の都合により退社				
			以上				
〔資格・免許〕	年	月	資格・免許	〔パソコンスキル〕			
				・Word (仕事で頻繁に使用・使える程度・使ったことがない)			
				・Excel (仕事で頻繁に使用・使える程度・使ったことがない)			
				・その他 ()			
				〔活用したい能力・経験等〕			
〔志望動機〕							
〔東京都における他の職の申込状況〕				〔採用された場合の兼業等の予定〕			
☐ 当該非常勤職員のみ希望				☐ あり (名称 :) ☐ なし			
☐ 他の非常勤職員と併願 (職名 :)				※兼業等をする場合、別途許可申請が必要です。			
☐ 東京都再任用職員と併願 (東京都を退職した者のみ)							
〔欠格事由に関する申告〕							
以下の地方公務員法第 16 条に定める採用に関する欠格事由に <u>該当しない場合は、□にレ印を記入してください。</u>							
☐ 成年被後見人又は被保佐人 (準禁治産者を含む)							
☐ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者							
☐ 東京都職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者							
☐ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者							
☐ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者							
〔備考〕 ※人事担当者記入欄							